

介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム真寿園入所指針

1 目的

この指針は、介護保険制度下における特別養護老人ホーム真寿園（以下「施設」という。）入所に関わる基準を明示することにより、入所決定過程の透明性、公平性を確保し、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

2 入所に関する基準

施設は、入所の決定に係る入所検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、入所に関する基準及び手続きを作成する。

（1）委員会

ア 委員会の所掌事務

- （ア）評価基準の作成
- （イ）優先順位の決定
- （ウ）その他必要事務

イ 委員会の構成

委員会の委員は、施設長、事務長、施設長補佐、生活相談員、看護職員、ケアマネジャー等施設職員と施設職員以外の者（地域における医療又は福祉に精通した者等）とする。

ウ 委員会は、施設長が招集し、年2回程度開催。その他、随時現況調査を行うものとする。

エ 記録の保存

協議の内容を記録し、2年間保存するものとし、市町村又は県から求められた場合には、これを提出する。

オ 守秘義務

委員は、入所申込者やその家族等に関する個人情報を漏らしてはならない。

（2）評価基準及び優先順位の決定

評価基準については、個別評価項目と総合評価項目とし、次表のとおりとする。

優先順位の決定は、

個別評価項目の各項目を、それぞれ点数化し、その合計点数を算出し、

更に、総合評価項目により入所の要件を勘案した上で、行うこととする。

なお、施設長は、入所申込者の状況が急に悪化するなど、真にやむを得ないと判断した場合は、職権により入所させることができるものとし、後日入所に至った経

過などを委員会に報告する。

個別評価項目（標準的な個別評価項目は別紙１）
<ul style="list-style-type: none">・要介護度・認知症高齢者の日常生活自立度・介護者等の状況・在宅サービス利用率など

総合評価項目
<ul style="list-style-type: none">・身体上又は精神上の著しい障害による常時介護の必要性・生活上の全面的な介護などの必要性・自立度が低いことによる生活全般にわたる関与などの必要性・認知症による行動障害、在宅のＱＯＬ・在宅サービスの利用内容・住宅環境の要因、入所申込時期、地域性、入所した場合の家族との交流など

3 入所申込時の対応等

(1) 入所申込者への対応

施設は、入所申込者には、特例入所の要件、評価基準及び入所決定までの手続について説明を行い、同意を求めること。この場合において、入所申込者が要介護2又は1であるときには、入所申込後に特例入所の要件を満たさないことを施設が当該入所申込者に通知する際に、併せて申込書類一式を返戻することについても同意を求めること。

なお、申込書は別紙2のとおり。

(2) 個人情報の把握の同意

入所申込者及び家族の状況把握を行うため、個人情報の取扱いについては、市町村、担当ケアマネジャー、他の介護保険施設等からの情報収集に係る同意書を得ること。

(3) 施設への報告

入所申込者は、入所申込書に記載した項目に変更があった場合、申込みをした施設に報告する。

(4) 特例入所による申込みへの対応

ア 施設から市町村への照会

施設は、入所申込者が要介護2又は1である場合には、別紙3の照会文書により、当該入所申込者の入所申込書の写等を添えて、入所申込者が居住する市町村の長あてに、特例入所の要件を満たすかどうか意見を求めること。

イ 入所申込者への通知

施設は、市町村長からイにより意見があった場合には、特例入所の要件を満たすかどうか決定し、原則として、入所申込者に通知し、特例入所の要件に該当しないときは、申込書類一式を併せて返戻する。

ウ 委員会の開催における留意事項

施設は、2の委員会を開催するに当たり、イにより特例入所の要件を満たすとされた入所申込者の「介護の必要の程度や家族の状況」等について変更があるかどうか、改めて市町村と情報共有することが望ましい。

(参考)

市町村からの意見の表明

アの意見を求められた市町村長は、別紙4の回答文書により、概ね2週間以内に回答するものとする。ただし、入所申込者が居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることとして、家族等による深刻な虐待がある旨が入所申込書に記載されているにもかかわらず、市町村長が当該事由を確認していない場合には、施設と市町村長は個別に協議の上、意見の内容及び意見の回答時期を決めるものとする。

4 老人福祉法による措置入所

施設は、市町村から老人福祉法第11条第1項第2号の規定による措置入所委託があった場合には、入所させること。

5 入所申込書の管理方法

施設は、保管している入所申込書を、要介護3以上の者 要介護2又は1で特例入所の要件に該当する者 要介護2又は1で特例入所の要件に該当するか不明な者（見直し後の入所申込書の再提出がない者を含む。） 要介護2又は1で市町村に照会中の者、 保留中の者、 リストから削除した者、に区分して保管する。

6 その他

(1) 辞退者の取り扱い

入所の意思を確認した際に、入所希望者および申込者の自己都合による辞退があった場合は、緊急度が低いと判断し入所申し込み者順位リストから削除する。この場合、入所希望者および申込者にその旨の説明を行い、同意を得ること。なお、その後入所希望者および申込者の状況の変化により再度申し込みがあった場合は、あらためて受付ける。ただし、入所希望者および申込者の入院等、やむを得ない理由により辞退があった場合は、順位を保留する。

また、入所希望者に医療機関での入院や治療が優先すると判断される場合、施設主治医の意見を求めながら順位を保留する。ただし、病状が改善された場合は再評価する。

(2) 入所決定にあたっては、男女別構成、入所者の状況等を総合的に勘案し、入所者全体のサービスの質の確保に努める。

別紙 3

(新規申込又は 26 年度以前申込者で新様式により改めて申込みした場合)

年 月 日

(申込者の住所の)市町村長 様

特別養護老人ホーム施設長



特別養護老人ホームへの特列入所による申込みについて(依頼)

このことについて、別添のとおり、要介護 2 又は 1 の者から、当施設への入所申込がありました。(なお、入所申込者は、平成 26 年度以前から申込みがありますが、今回の特列入所の要件を満たすかどうか、改めて新しい様式により申込みをしたものです。)

当施設に入所するに当たり、介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 17 条の 10 に規定する「居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があると認められた者」に該当し、特列入所の要件を満たしているか、あらかじめ貴職の意見を求めたいので、年 月 日までに御回答いただきますようお願いいたします。

(添付書類)

- 1 入所申込書の写
- 2 個人情報の提供に関する同意書の写(市町村長が求める場合に限る。)
- 3 居宅サービス計画、サービス利用票・別表(1~3、6、7表)の写
- 4 必要に応じ、市町村長が求める書類

別紙 4

年 月 日

特別養護老人ホームの施設長 様

市町村長 

特別養護老人ホームへの特列入所による申込みについて（回答）

年 月 日付けで照会のありました、このことについて、下記のとおり回答します。

記

住 所			
氏 名	性別	生年月日	回答欄
	男・女	年 月 日	
認知症であることにより、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある。			
知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある。			
家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難な状態であり、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある。			
単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により、家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であることにより、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由がある。			

（添付資料）

市町村長が定める書類